公示番号:170445 国 名:ベトナム

担当部署:人間開発部保健第二グループ第三チーム

案件名:感染症の予防・対応能力向上のための実験室の機能及び連携強化プロジェク

ト (実験室設計支援)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:実験室設計支援

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間: 2017 年8月中旬から2017 年11 月中旬まで

(2) 業務 M/M: 国内 0.65M/M、 現地 0.47M/M、 合計 1.12M/M

(3)業務日数:

 準備期間
 第1回現地業務期間
 1回国内業務期間

 5日
 7日
 3日

第2回現地業務期間 整理期間7日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:7月26日(12時まで)
- (4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型)) >業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 8 月 10 日 (金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1)業務の実施方針等:
 - ①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2)業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験48点②対象国又は同類似地域での業務経験8点③語学力8点④その他学位、資格等16点

(計100点)

類似業務	実験施設・設備の設計に係る各種業務
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

ベトナム社会主義共和国(以下、ベトナム)は、2003 年の重症急性呼吸器症候群(SARS)、2004 年の高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、さらには 2009 年のパンデミックインフルエンザ(pdmAH1N1)等、様々な感染症の脅威に晒されてきた。ベトナム政府は、「Comprehensive Development Design for the Health System in Vietnam to 2010 and Vision by 2020(邦訳:ベトナム保健システムにかかる 2010 年までの総合開発計画及び 2020 年までの展望)」において、感染症の流行防止を重点項目として掲げており、特に国内における正確・迅速な検査体制の構築を急務としている。

これまでの国立衛生疫学研究所(以下、NIHE)及びホーチミン・パスツール研究所(以下、PIHCMC)へのバイオセーフティレベル(以下、「BSL」という。)3 レベルの実験室整備(無償資金協力)及び2フェーズにわたる技術協力(高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト他)の取り組みにより、以前はWHO等の国外機関に委託していた、鳥インフルエンザウイルス等の高危険度病原体検査の確定診断をNIHE 及びPIHCMCで行うことが可能となった。また、NIHE、PIHCMCを含む国内4カ所の地域疫学研究所(NIHE、PIHCMC、タイグエン衛生疫学研究所(TIHE)、ニャチャン・パスツール研究所(PINT)、及びこれら疫学研究所が管轄する省予防医療センターのうち10か所については、NIHEを中心とした検査機関のネットワークが構築され、バイオセーフティ及び診断技術に関する能力が一定程度強化された。

今後ベトナム全土、将来的には周辺国(ラオス、カンボジア等)における信頼性の高い効果的な感染症防止体制を確立するためには、継続的な研修の実施による各実験室の能力向上及び周辺国も含めた域内感染症対策体制の強化、実験室ネットワークの構築が必要となる。しかし南部 20 省を管轄する PIHCMC は広さが十分でない可搬型の BSL3 実験室のみが稼働しており、一度に取り扱える検体数や病原体の種類が限られるため、迅速な診断実施が制限されているほか、南部所管地域内の他実験室とのネットワークが脆弱である。また北部 28 省を管轄する NIHE においても、より効率良く効果的な研修を実施し、省医療予防センターの能力向上を行う必要がある。

また、一般患者が一次医療機関を受診し、疑い症例となった際、スクリーニング検

査を一次医療機関で行い、さらに確定診断のために検体を安全・迅速に省医療予防センター、疫学研究所、さらには NIHE へ移送し適切な実験室診断を行う、また診断結果情報を適時に関係機関と共有する、という保健システムにおける実験室ネットワーク体制の強化はユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けても対応が必要な分野である。かかる状況のもと、我が国に本支援に対する要請がよせられ、詳細計画策定調査を経て、2017 年 7 月に「感染症の予防・対応能力向上のための実験室の機能及び連携強化プロジェクト」を開始する予定。

本プロジェクトでは、プロジェクト目標である「ベトナムのモデル地区において、 実験室ネットワーク及び優先的に対応が必要な(高危険度病原体によるものを含む) 病原体にかかる実験室診断能力が向上する」に取り組み、活動の一部として PIHCMC における BSL3 実験室の運用・維持管理体制の確立のための支援を実施することにし ている。

なお、建物建設(実験棟または実験室を含む複合棟)はベトナム側が自国予算で設計、施工する予定である。

7 業務の内容

本コンサルタントは、 C/P 機関のひとつ、PIHCMC における BSL3 実験室の運用・維持管理体制の確立のための指導・助言を行う。

実験室設計支援とは、C/P機関が BSL3 実験室設置のための実験室設計を行い、プロジェクト専門家は C/P機関が設計したものに対して、指導・助言によって BSL3 実験室の運用・維持管理体制を支援することを指す。

実験室設計支援には、機材調達支援、エンジニアの実験室機材運用・維持管理能力向上支援を含む。ただし、C/P機関側の準備状況に応じて上記の業務を実施するものとする。

今回派遣の具体的な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 国内準備期間(2017年8月中旬)
- ①プロジェクトに関する最新の関連資料を収集し、内容を把握する。
- ②JICA ベトナム事務所及び JICA 人間開発部、派遣中の長期専門家 2 名、国内協力機関関係者と活動方針・計画等の詳細内容について確認・調整を行う。
- ③上記①及び②を踏まえ、業務計画書(和文·英文)を作成し、JICA 人間開発部に提出し、説明する。
 - (2) 第1回現地派遣期間(2017年8月下旬~9月上旬)
- ①現地業務開始時に C/P 機関、プロジェクト長期専門家、必要によりホーチミン支所に業務計画書を説明し、業務計画の確認を行う。
- ②PIHCMC における BSL3 実験室の設置のための、実験室および関連施設の設計・機材調達・運用維持管理について、PIHCMC が行うべき必要な情報収集の内容・方法を協議する。
- ③PIHCMC における BSL3 実験室の設置のための、実験室および関連施設の設計、機 材調達分野での指導助言 (仕様、価格、現地調達の可能性の確認、代理店の有無など

に対して)を行い、第2回現地派遣期間までに C/P 機関が情報収集を行う。

- ④PIHCMC における BSL3 実験室の運用・維持管理体制の確立のための、エンジニアの実験室の機材運用・維持管理能力に関する現状確認を行う。
- ⑤第1回現地派遣期間の業務進捗を随時、プロジェクト専門家、C/P機関、必要によりホーチミン支所に報告する。
- ⑥なお、同時期に別途 JICA より派遣される運営指導調査団員 (バイオセーフティ) が本コンサルタントを支援する予定である。

(3) 第1回国内作業期間(2017年9月中旬)

- ①C/P 機関の実施する情報収集に対し順調に進捗しているかメールや TV 会議等を活用しながら確認し、適宜助言を行う。
- ②C/P 機関の実施する情報収集の進捗を随時、プロジェクト専門家、C/P 機関、JICA ベトナム事務所に報告する。

(4) 第2回現地派遣期間 (2017年10月下旬~11月上旬)

- ①C/P 機関の実施する情報収集結果を集約し、プロジェクト専門家、JICA ベトナム事務所と業務計画の確認を行う。
- ②PIHCMC における BSL3 実験室の設置のための、実験室および関連施設の設計、機材調達分野での指導助言 (仕様、価格、現地調達の可能性の確認、代理店の有無などに対して)を行う。
- ③PIHCMC における BSL3 実験室の運用・維持管理体制の確立のための、エンジニアの実験室の機材運用・維持管理能力に関して第 1 回現地派遣期間の現状確認に基づき、彼らに対する必要な強化案の提案を行う。
- ④第2回現地派遣期間の業務進捗を随時、プロジェクト専門家、C/P機関に報告するとともに、最終日には JICA ベトナム事務所、および必要に応じて NIHE に最終報告を行う。

(5) 帰国後整理期間 (2017年11月中旬)

C/P 機関、プロジェクト専門家、JICA ベトナム事務所からのコメントを反映させた専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 人間開発部に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(1)~(3)のすべてとする。

(1)業務計画書

和文 3 部(プロジェクトオフィス、JICA ベトナム事務所、JICA 人間開発部) 英文 4 部(C/P 機関、プロジェクトオフィス、JICA ベトナム事務所、JICA 人間 開発部)

(2) 現地業務結果報告書

英文 4 部(C/P 機関、プロジェクトオフィス、JICA ベトナム事務所、JICA 人間 開発部)

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部(プロジェクトオフィス、JICAベトナム事務所、JICA人間開発部) すべての成果品をプロジェクトでベトナム語に翻訳の上、C/P機関に提出する予定。 なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、成田⇒ホーチミン間を標準とします。

(ハノイ~ホーチミン間は別途、事務所から支給する経費で支弁することとする。)

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

第1回現地派遣期間は2017年8月30日~9月7日を予定。 第2回現地派遣期間は2017年10月下旬~11月上旬を予定。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり(本業務の現地 作業期間に派遣されている専門家のみ記載)。

- ・チーフアドバイザー(長期派遣専門家)
- 業務調整(長期派遣専門家)
- ③ 便宜供与内容
 - ア)空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ)通訳傭上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジする。

カ)執務スペースの提供

PIHCMC 内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(ネット環境完備)

(2)参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ第三チーム (TEL:03-5226-8364) にて配布する。
 - ・本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書、過去に派遣された実験施設及び機 材維持管理(短期専門家)の業務結果報告書及び業務完了報告書
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されている。
- ・プロジェクト概要(http://www.jica.go.jp/project/vietnam/017/index.html)

・プロジェクト基本情報(ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報)

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所及びホーチミン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上